

## 会 議 録

- 1 会議名 第14回南砺市都市計画審議会
- 2 議題 (1) 南砺都市計画道路の変更について(3・4・15号砺波福光線)  
(2) 南砺都市計画用途地域の変更について
- 3 開催日時 令和3年6月4日(金)午前10時00分～11時00分
- 4 開催場所 南砺市役所302会議室
- 5 会議出席者 [委員：出席11名／全12名]  
(1号委員：学識経験者)  
加藤昭悦(会長)、藤井一彦、大橋隆樹、上田憲二  
(2号委員：南砺市議会議員)  
山田清志、蓮沼晃一、畠中伸一、片岸 博、水口秀治  
(3号委員：関係行政機関職員)  
長谷川徹砺波土木センター所長、竹林良輔南砺警察署長  
[市：出席6名]  
市長 田中幹夫(公務のため諮問後退席)  
ふるさと整備部 (部長) 窪田仁、(次長) 野村功  
建設整備画課 (課長) 山道久功  
(街路係長・主幹) 長谷川哲雄 (主任) 松浦克哉
- 6 傍聴者 なし
- 7 会議記録  
(1) 開会 山道課長が開会を告げる。岩崎委員が所用のため欠席との旨を報告。
- (2) 市長挨拶 皆様、おはようございます。今日は足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございます。現在、市内では急ピッチでワクチン接種を進めております。65歳以上の高齢者の予約が概ね取れてきました。今後は64歳以下の接種について進めてまいります。本日もワンチーム富山の会議があり、県の方針も示されました。県と協議しながら、共に進めてまいりたいと思います。
- 本日開催の南砺市都市計画審議会ですが、7年ぶりの開催となります。7年前は北陸新幹線の開業、東海北陸自動車道南砺スマートインターチェンジの開通、市内保育園の統廃合等がございました。昨年7月には福光庁舎が、南砺市の統合庁舎となりました。色々と事業を進めさせていただきましたが、これもひとえに皆様の多方面からのご支援、ご理解、ご協力の賜物と思っております。ありがとうございます。

インフラ整備による交通網の変化に合わせて、道路網の整備等を進めていくことについては、南砺市としても大変重要であります。本日、諮問させていただくのは、南砺都市計画道路の変更、南砺都市計画用途地域の変更の2件でございます。

1件目の南砺都市計画道路の変更につきましては、庁舎前の国道304号線上の南砺都市計画道路砺波福光線でございます。平成21年から県に整備を進めていただいております。高宮バイパスの終点から福光駅前交差点まで、約450mの区間について整備を進めていくにあたり、統合庁舎等による社会情勢の変化により道路法線を変更するものです。

2件目の南砺都市計画用途地域の変更につきましては、都市計画道路砺波福光線の法線の変更に伴い、沿道の利用促進のため、用途地域の変更を行い、土地利用の制限を緩和するものです。

以上の2議案を諮問させていただきますので慎重審議の上、ご答申下さいますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

(3) 委員紹介 1号規定の学識経験者5名、2号規定の市議会議員5名、3号規定の関係行政機関の職員2名の委員について紹介。

会長の選出について、事前に事務局にて人選を行い、承諾を受けている旨を説明。

(4) 会長挨拶 皆様、おはようございます。都市計画審議会の審議を通しまして、ふるさとづくりに少しでも貢献できればと思っておりますので、委員の皆様方、事務局の皆様方のご指導、ご協力を賜りまして進めていきたいと思っております。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(5) 諮問 本日議題の2件について、市長から会長へ諮問書を渡す。

(6) 付議事項 会長： 議案第1号「南砺都市計画道路の変更について」と議案第2号「南砺都市計画用途地域の変更について」は関連がありますので、一括して説明を受けてからそれぞれ審議頂きたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

事務局： ——「南砺都市計画道路の変更について」及び「南砺都市計画用途地域の変更について」を一括して説明——

会長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。只今、事務局から説明のありました、第1号議案「南砺都市計画道路の変更について」は、都市計画道路砺波福光線の整備にあたり、市役所庁舎の機能確保等を図るため、法線を変更するものです。

ご質疑ございませんでしょうか。

A 委員： 法線を東に5.4mずらすということであるが、もう少し東側へ振ることはできないのでしょうか。

事務局： 災害時、本庁に災害対策本部が設置されることから、前面の駐車場を確保したい。起点、終点が定まっているので、法線を東に約5.4mずらすことになりました。

B 委員： 補足になりますが、道路構造令上、国道304号の設計速度は50kmであるため、曲線にするには制限がある。起点、終点が定まっているなかで、制限いっぱい振って5.4mとなった。国道の性格上、制限速度を50km以下には落とせない。

A 委員： 承知しました。

会 長： 住民の皆さんの意見を聴取されたと説明資料に記述がありますが、該当する地域の皆様の合意に基づいた案になっているということによろしいですか。

都市計画審議会の前に5月10日から5月24日まで県庁と南砺市の2か所で縦覧がされていると思いますが、意見、質問がありましたか。

事務局： 荒木町、荒木地区、国道304号南砺市役所前工区対策協議会で説明をさせていただき、承諾をいただいております。

縦覧につきましては、県庁、南砺市に問い合わせ等はありませんでした。

会 長： ありがとうございます。その他ご意見、ご質問はございませんか。

C 委員： 国道304号の法線の変更に伴い、市役所前で接続する県道長楽寺福光線の取り付けや、市役所の出入り口などはどのような形になるのでしょうか。

事務局： 国道304号の法線については県で昨年度から調査を行っており、県道長楽寺福光線との交差点については、県道の拡幅も踏まえた形の中で、右折レーンの有無や庁舎への出入り口なども検討をいただいております。

なお、市役所駐車場の再整備は市事業で行うことから、県の計画図が示されると同時に、より安全で、利便性の高いレイアウト

となるよう検討することとしています。

C 委員： しっかり県と調整を行っていただき、国道304号と県道長楽寺福光線の交差点部分は同時施行となるよう県に伝えて下さい。

事務局： ご意見ありがとうございました。C 委員からの意見を付して県に報告するよう検討いたします。

会 長： ありがとうございます。その他ご意見、ご質問はございませんか。

なお、本案件につきましては、県決定の案件であります。

県の都市計画審議会が7月16日（金）に予定されており、案の決定にあたり、市の意見が求められております。只今のC委員の県道長楽寺福光線との調整について、事務局で作成をお願いします。

なお、法線については意見無しとして、県に報告したいと思っております。

「南砺都市計画道路の変更について」原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員： （賛成・異議なしの声）

会 長： 皆様の賛成を得ましたので、原案のとおり決定いたします。次に、第2号議案「南砺都市計画用途地域の変更について」を議題とします。この議題は、今ほど原案とおろ異議なしとして決定いただきました、都市計画道路砺波福光線の変更に伴い、沿道利用の促進のため用途地域を変更するものであります。「南砺都市計画用途地域の変更について」ご質疑ございませんでしょうか。

なお、本件につきましては、市決定の案件であります。

特に質疑がないようでありますので、「南砺都市計画用途地域の変更について」原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

各委員： （賛成・異議なしの声）

会 長： 皆様の賛成を得ましたので、原案のとおり決定いたします。以上、市長より諮問のありました2件について、「原案のとおり決定する。」ということで、市長に答申いたします。市当局におかれましては、速やかに都市計画変更の手続きを進められますようお願いいたします。

以上をもちまして、第14回都市計画審議会を閉会といたします。本日は、審議委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただき、また、慎重審議いただき、誠にありがとうございました。結びになります。皆様方には今後ともコロナに感染しないよう健康にご留意いただき、それぞれの立場で南砺市の発展のため、益々ご活躍されますことを心からご祈念を申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

事務局：

議事進行ありがとうございました。審議委員の皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただき、また、慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

原案のとおり決定いただきました案件について、速やかに都市計画決定に向け手続きを進めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。